

豚熱感染確認区域で捕獲された 野生イノシシのジビエ利用 について

福岡県 農林水産部 経営技術支援課 鳥獣対策係

もくじ

- 1 背景と目的
- 2 適用範囲と対象者
- 3 県関係機関の役割
- 4 **【重要】** 県が定めるジビエ利用の再開要件
- 5 ジビエ利用進め方

1 背景と目的

①背景

▶本県での野生イノシシの豚熱感染にともない、豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシの豚熱ウイルスの拡散を防止しつつ、適切にジビエ利用できるよう要領を定めるもの

※実際の要領は福岡県ホームページの【「福岡県豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に関する実施要領（以下、『要領』という）」の制定について(令和8年6月25日一部改正)】をご確認ください。

②目的

- ▶ 豚熱ウイルスの拡散防止
- ▶ 食品衛生の確保（安全なジビエの流通）

2 適用範囲と対象者

①適用範囲

- ▶野生イノシシの 豚熱陽性確認地点から「半径10km圏内」の区域

②対象者

- ▶ジビエ利用を目的とする「事業者（獣肉処理加工施設）」
- ▶ジビエ利用を目的とする「捕獲者（狩猟者）」
- ▶野生イノシシの豚熱の検査を行う「外部検査機関（県が認定している検査機関）」

③ポイント

- ▶対象者は、要領および国のガイドラインの遵守が義務

3 県関係機関の役割

県関係機関	対象者	役割
農林水産部(経営技術支援課、畜産課、農林事務所)	事業者、捕獲者、外部検査機関	ジビエ利用の指導・助言並びに関係機関との連絡調整
家畜保健衛生所 農林水産部（畜産課）	事業者、捕獲者	防疫措置の指導・助言
保健医療介護部（生活衛生課、各保健福祉（環境）事務所、食肉衛生検査所）	事業者	衛生管理の指導・助言

4 **【重要】** 県が定めるジビエ利用の再開要件

以下の①～④をすべて満たす必要がある

- ①**検査数:** 県として過去1年で**299**頭以上の豚熱検査実施
- ②**経過期間:** 県が定める任意の捕獲エリアで初確認から**1**年以上経過
- ③**陽性率:** 県が定める任意の捕獲エリアで過去1年で陽性率**10%**未満
- ④**衛生:** 処理施設での動力噴霧器による車両等消毒実施

※「県が定める任意の捕獲エリア」は、地理的条件と感染状況を踏まえて設定。ただし、ジビエ利用再開後も、過去1年の陽性率**20%**を超えた場合は再度自粛を要請。

5 ジビエ利用の進め方

①利 用 届 提 出



②事前立入調査・指導・助言



③P C R 検 査 (陰 性)



④ジビエ利用開始

5 ジビエ利用の進め方（続き）

①利用届提出

- ▶利用開始前に提出必須
- ▶利用届は県ホームページより様式1～3（利用届・チェックシート等）を提出

【利用届の記載内容】

- ▶施設の概要、ジビエ利用計画、ジビエ利用実施体制、豚熱ウイルスの検査の実施について、陽性個体が確認された場合の対応内容、その他特記事項（様式1）
- ▶捕獲にかかる防疫措置チェックシート（様式2）
- ▶施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式3）

5 ジビエ利用の進め方（続き）

②事前立入調査・指導・助言

- ▶利用届の内容確認
- ▶事前の立入調査の実施

※立入検査の内容としては消毒設備の確認、消毒作業及び記録に係る指導が含まれる。

5 ジビエ利用の進め方（続き）

③PCR検査（外部検査機関利用）

(1)検査の実施概要

- ▶県が認定した外部検査機関にて実施
- ▶費用・器具等は「事業者負担」

(2)陽性確認時の対応（※重要）

- ▶**流通禁止**：陽性イノシシ由来の生産物等が流通しないよう措置を講ずること
- ▶**消毒措置**：陽性確認に基づく消毒等の実施
- ▶**報告義務**：検査結果を速やかに「経営技術支援課」へ報告（様式4）

5 ジビエ利用の進め方（続き）

③PCR検査（県実施）

(1)検査の実施概要

- ▶捕獲者が血液と個体を事業者（利用届を提出している事業者に限る）に搬入
- ▶事業者が中央家畜保健衛生所に血液を送付
- ▶行政を通じて結果を通知
- ▶陽性時は消毒措置が必須

(2)陽性確認時の対応（※重要）

- ▶前項同様

⇒陰性、確認後④ジビエ利用開始へ

まとめ



・豚熱感染確認区域における安全なジビエ利用は、徹底した防疫対策の上に成り立つ。



・ルール遵守と、行政・事業者間の密な情報共有が不可欠。

以上、ご清聴ありがとうございました。

